

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 10 回合併協議会

会 議 資 料 (その 2)

日時 平成 1 6 年 9 月 2 7 日 (月) 午後 2 時 ~

場所 中山町農業総合センター 2 階 中ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会
第 1 0 回 協 議 会 議 題

議 題

(1) 報 告

報告第 1 5 号 新市電算システム統合業務について

(2) 協 議

協議第 4 5 号 合併の期日の変更について

報告第15号

新市電算システム統合業務について

新市電算システム統合業務について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月27日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

新市電算システム統合業務の進捗状況について

1 全体スケジュール（別紙）

（ 1 ）『電算システム統合に係る説明会』開催

日 時： 8 月 5 日（木）

対象者： 各関係専門部会長及び関連職員

内 容： 新市システムの開発体制について
全体・業務別スケジュールについて
データ移行、システム統合方法と役割分担について

（ 2 ）『業務別システム検討会』開催

日 時： 8 月 13 日（金）他 2 日

対象者： 各関係分科会長及び関連職員

内 容： 業務別システム統合方針について
業務別スケジュールについて
データ移行、システム統合方法と役割分担について

（ 3 ）「使用機器及びネットワーク体系の決定」実施中

使用機器中、端末配備等以外の主要機器については完了し、端末配備等については、10 月以降の事務分掌の決定に伴い完了予定。

（ 4 ）システム非採用団体「各既存業者への移行仕様提示」完了

『移行仕様説明会』開催

日 時： 7 月 20 日（火）他 2 日

対象者： 各ベンダー

内 容： 移行仕様提示及び内容確認

（ 5 ）システム非採用団体「移行用プログラム開発」実施中

現在各システム担当者からの聞き取り調査を実施しており、完了した
ものから随時プログラム開発作業実施中（予定期間内に開発完了予定）。

(6) 計画立案「データ統合作業基礎調査」「ネットワーク経路基礎調査」
完了

内 容： 個別システムを含む現況システム調査
住基文字書体調査

2 ネットワークシステム構築スケジュール

(1) 基本設計「ネットワーク基本方針」完了

(2) 基本設計「ネットワーク体系」完了

『ネットワーク現況調査』実施

日 時： 8月13日(金)他7日

場 所： 伊予市本庁舎・別館・消防署・保健センター等

中山町本庁舎・保健センター等

双海町本庁舎・別館・保健センター・下灘支所等

内 容： 現況ネットワーク・電源等調査

(3) 基本設計「運用・導入計画」

9月22日(水) 国土交通省と協議の上、今後の工事期間も含めた日程で、構築スケジュールを確保。

その他の運用・導入計画、設備設計及びVLAN設計、各種工事設計については完了。

3 情報化推進審議会

(1) 第1回審議会 7月 2日(金) 基本方針について

(2) 第2回審議会 7月14日(水) 選定方針について

(3) 第3回審議会 9月 5日(日) データ移行業務について

(4) 第4回審議会 9月15日(水) データ移行業務について(継続)
・新市電算システム統合業務について

その他、必要に応じて開催予定。

4 推進体制について

統合業務をスケジュールどおり実施するため、次のとおり推進体制を確保している。

(1) 自治体(3市町)

電算部会長をリーダーとし、分科会の下部組織として業務ごとに電算統合に係るワーキンググループを設置、プロジェクト体制で取り組む。

(2) 統合業者

統括責任者のもとプロジェクトマネージャー、更にはプロジェクトリーダーを常駐とし、業務ごとに設置されているチームリーダーとワーキンググループとの連携を図る。

5 契約締結について

合併に係る議会の議決後、委託契約を締結する。それまでに、新市電算システム統合に係る最終仕様、経費を確定する。

		平成16年度												平成17年度		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
イベント		作業着手														
		新サーバ設置完了 クライアント設置完了														
作業工程		市町合併														
工程詳細		統合システムへの切替準備														
統合システム稼働		移行(新市個別システムへの切替)														
統合作業計画立案		統合システム稼働														
工程	作業工程															
計画立案	<p>統合作業計画の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体スケジュールおよび業務別スケジュールの説明 データ移行方法および統合方法の説明 作業量、内容、役割分担説明 使用機器およびネットワーク体系の決定 端末配備等以外の主要機器 端末配備等 伊予市・中山町間以外のネットワーク体系 伊予市・中山町間のネットワーク体系 															
採用システム	<p>移行作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行作業(合併機能バージョンへの) 操作説明、本番立ち会い 															
システム非採用	<p>各ベンダーへの移行仕様提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行用PG開発(各ベンダーの作業) 各ベンダーからのデータ受取・内容検証(仮移行) 移行作業(新システム仮環境等) 新旧システム内容比較・検証 各ベンダーからのデータ受取・内容検証(本移行) 															
環境設定	<p>環境の準備(マシンの一本化作業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の整備(ライブラリ・環境等の整備) 3市町の稼働確認 外字の同定及び移行 統一マシンへのデータ、環境移行(システム採用団体分) 															
統合作業	<p>統合環境の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民番号等の切替 住民番号の同定(合併後の当初課税に向けて) 各種コードの同定(業務別) 統合テスト(仮稼働) 統合作業 住所名称の変更 住民基本台帳の改製処理 															
立案	<p>新市システム本稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> データ統合作業確認調査 現況システム調査 住基文字書体調査 															
職員側作業	<p>ネットワーク経路確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 新システム操作研修(システム非採用団体職員) 外字同定作業(チェックリストの確認) 新旧システムへの二重異動入力(並行稼働期間内) システム非採用団体のみ入力が必要 統合システムの操作研修 住民番号同定作業(チェックリストの確認) 															
審議会開催																

第3・4回伊予市・中山町・双海町合併協議会 情報化推進審議会報告書

第3回・第4回伊予市・中山町・双海町合併協議会情報化推進審議会が開催され、新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について、審議を行った。

- ・諮問機関 伊予市・中山町・双海町合併協議会
- ・諮問日 平成16年9月5日・平成16年9月15日
- ・答申日 平成16年9月15日
(審議会開催日)
- ・会場 伊予市市民会館 3階 第7会議室
- ・出席委員 平成16年9月5日 委員11人中11人
平成16年9月15日 委員11人中9人
- ・案件 (1)新市電算システム統合に係るデータ移行業務
(2)新市電算システム統合業務

審議結果

新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について、合併担当事務局、電算部会、担当者より詳細な説明を受けて、審議が行われ、下記の答申を得た。

記

答申

『新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について』

新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について、適当であると認め、全会一致で承認する。

留意事項

- 1 新市電算システム統合に係るデータ移行業務について
新市電算システム統合に係るデータ移行経費については、別途費用が発生するようなことがないよう留意すること。
- 2 新市電算システム統合業務について
ネットワークに利用する回線については、安全性に十分配慮し、費用対効果、導入後のランニングコストについてもよく検討すること。
セキュリティポリシー策定の際、人的管理を適切に行うこと。

第3回情報化推進審議会の概要

日時：平成16年9月5日(日)10:00~12:20

場所：伊予市市民会館 3階 第7会議室

審議内容

新市電算システム統合に係るデータ移行業務について

【説明事項】

1 データ移行経費について

(1) 見積金額

49,949千円(税込み)

株式会社愛媛電算 29,652千円

株式会社四国電子計算センター 20,297千円

(2) 移行に係る作業について

データ移行仕様書等各種資料の作成

仕様確認・問い合わせ対応

移行データの作成

移行データの確認

(3) 先進地事例について


自治体別

人口(人)	4,338	3,814	9,266	3,211	1,274	11,380
データ移行経費(千円)	20,076	26,040	26,460	22,785	10,282	14,175

合併協議会別

A	人口(人)	各市町別	21,662	13,252	5,861	4,048
		合計	44,823			
	データ移行経費(千円)	208,092				

B	人口(人)	各市町別	39,011	9,266	3,211	1,274
		合計	52,762			
	データ移行経費(千円)	80,527				

 ...データ統合先の自治体

【主な質疑応答】

問：今回のデータ移行は、中山町の様式、双海町の様式のままでの提出となるのでしょうか、伊予市の様式に合わせるのでしょうか？

事務局：中山町、双海町それぞれの様式のままでの提出です。

問：データ移行作業について、当初の仕様書になかった事態が発生した場合、費用増となるのでしょうか？

事務局：軽微なものであれば、当初の見積金額どおりとすることで同意を得ています。

問：中山町に提示されている見積りでは706人日、双海町に提示されている見積りでは479.5人日と226.5人日もの差があるのはどうしてですか？

担当業者：中山町のシステムは、双海町に比べ自由度が高く、当初導入以降、機能を大きく改善しています。このため、データについても過去に遡って十分な検証を行う必要があるためです。

問：中山町のシステムには、双海町にない独自の事情があるようですが、それがどうして大きな価格の開きになるのでしょうか？

担当業者：中山町のシステムは、オープン系・分散型であり、双海町に比べ自由度が高く、機能の改善を重ねています。その半面、不正確なデータを渡しかねない危険性もあります。導入当初に戻って、履歴も含めたデータの品質の確保をするために、多くの工数が必要となるためです。

問：データが統合業者に渡った後、データ移行形式の解析、データ移行形式変更プログラムの作成などの作業が発生するとありますが、双海町のデータ移行は、中山町のデータ移行と同等の処理が行われるのでしょうか？

事務局：データ移行形式の解析などについて、双海町の業者にも協力していただくよう、お願いしています。

問：中山町分と双海町分の価格の違いについて、理由の確認はしているのでしょうか？

事務局：価格の高い方の業者から説明を聞き、「作業内容」という理由書を提出させています。

問：「テスト移行データ」とはどのようなものでしょうか？

事務局：ある時期のデータであって、テスト用に特別に作られたデータではありません。

【主な意見等】

他の業者に委託すれば、データの基礎調査だけでも莫大な経費と時間を要するであろうことを考慮しますと、現在、中山町・双海町を担当している業者とデータ移行に関する随意契約を結ぶことは認められると思いません。

積算の根拠となっている単価については、「積算資料」に掲載されている広島や高松など近隣の技術者料及び先進地事例と比較して、適切であると認められます。

データをそれぞれの様式で提出する場合、用語も異なり、データそのものも違って捉えられることが考えられます。そうした事態を避けるため、「仕様確認・問い合わせ対応」などは、必要経費といえると思います。

中山町分の価格については実務的な作業のため、審議会での論議になじまない部分もあるので、行政側が交渉し、その結果を報告したのでよいのではないのでしょうか。

第4回情報化推進審議会の概要

日時：平成16年9月15日(水) 14:00～17:20

場所：伊予市市民会館 3階 第7会議室

審議内容

新市電算システム統合に係るデータ移行業務について

(継続審議)

【主な質疑応答】

問：2月の時点と比べ、システム統合業者が指定するデータ移行形式に合わせるための、仕様確認・プログラム作成についての負担が大きく軽減されたため、今回の見積額は中山町・双海町側ともに大きく減少しました。しかし、当初の見積額が中山町・双海町とも、ほとんど同じであって、同じ作業が免除されたにもかかわらず、減少した額が大きく異なるのはなぜでしょうか？

事務局：中山町と双海町の電算システムは、根本的な構造が大きく異なります。双海町は集中型(レガシー系)、中山町は分散型(オープン系)で、中山町の現行システムではデータがあちこちに分散しているために、「仕様確認・プログラム作成」の有無に関係なく、取り出すのに手間がかかります。中山町側は、システムが複雑化しているため、相手側に万全の体制でデータを渡そうとすれば、工程も多くなり、経費も高くなります。一方、双海町側では「仕様確認・プログラム作成」についての負担の軽減による減額効果が、中山町に比べ大きく働いたと考えられます。

問：中山町側の業者と、双海町側の業者、双方に同じ説明をしての見積りなのでしょうか？

事務局：双方に同様に、「文字コードを変換しないでほしい、すべて固定長で行ってほしい」と指示し、データ移行する業務のファイル名を提示しています。

問：中山町側と、双海町側の提出する中間データには互換性があるのでしょうか？

事務局：なるべく早くデータを出してほしいため、形の指定は特にせず、業者の出しやすい方法で出すようにとっています。このため、こういった形でデータが出るかは分かりません。これに合わせて、説明書をつけていただくようにしています。

問：統合業者は、中山町側と、双海町側の業者が提出するどのようなデータでも統合できるのでしょうか？

事務局：できると判断しています。

【主な意見等】

データ移行について、別途経費が発生することのないよう留意してください。

中間データを作成することで、データ提供側、データ統合側双方にデータ移行費が発生しますが、これは、工程上致し方ないと思われます。

中間データの引渡しのため、Q & A 対応費が発生するのも工程的にやむを得ないと思われます。

新市電算システム統合業務について

【説明事項】

1 新市電算システム統合経費について

(1) 見積金額

219,150千円(税込み)

株式会社オーイーシー 216,720千円

株式会社富士通四国インフォテック 2,430千円

(2) 対象業務

大分類	中分類	小分類
分類名	分類名	分類名
住民記録	住民記録	
	印鑑登録	
	外国人登録	
	教育	
	幼稚園	
	福祉事務	
	衛生事務	
	成人式事務	
住登外	住登外	
住基ネット	住基ネット	
共通管理	共通管理	
	口座管理	
	宛名管理	
	納組管理	
税システム	住民税	個人
		法人
	固定資産税	土地
		家屋
		償却資産
	軽自動車税	
税収納業務		
国民健康保険	資格管理	資格管理
	国民健康保険税	国民健康保険税
	その他	国保異動処理・照会 調整交付金

老人医療	老人医療	老人医療 県報告資料作成
国民年金	国民年金	
福祉関係	手当	児童手当
	児童福祉	児童福祉
		保育料
その他		高齢者事務
		敬老会
保健関係	健康管理	健康管理
衛生	衛生事務	蓄犬管理
選挙管理委員会	選挙関係	通常選挙(不在者投票含む)
		海区漁業選挙
農業委員会	選挙関係	農業委員会選挙
	農家台帳	
土木・建築関係	公営住宅関係	
水道	水道料金	上下・簡易・集落
		受益者負担金
その他	介護	介護保険事務処理
財務会計	予算編成	
	部門執行	
	出納管理	
	歳計外	
総務	給与(消防含む)	

ただし、水道料金、受益者負担金、土地データ連動、児童扶養手当については、各市町のシステムを継続して使用。

(3) 統合に係る経費

ハードウェア(72,234千円)

(ア) 既存システム拡張に係る機器(50,845千円)

- ・ ホスト・サーバ関連機器
- ・ パソコン端末機
- ・ ページプリンタ装置
- ・ 印影読取装置
- ・ 機器設置・設定

(イ) ネットワーク構築(21,389千円)

- ・ 現地調査
- ・ ネットワーク構築工事
- ・ ネットワーク機器
- ・ 機器設置・調整

パッケージ（４，２００千円）

伊予市のシステムを使用するため、基本的に新規の導入は行わないが、下記業務について古いシステムを改訂する。改訂することにより、合併作業費用及び年間保守経費の減額が見込める。

- ・ 老人医療
- ・ 国民年金
- ・ 児童手当
- ・ 保育料
- ・ 通常選挙

データ統合作業（１３８，６２１千円）

（ア） 標準フォーマットデータ変換作業（３３，５２１千円）

データ提供業者から提出されたデータを、統合業者の標準フォーマットに変換する作業

（イ） データ統合作業（１０５，１００千円）

- ・ 現状分析
- ・ 外字対応
- ・ 要件定義
- ・ カスタマイズ
- ・ 中山町・双海町データ設定
- ・ 同定・各種コード変換
- ・ 標準システム準備、研修
- ・ システム導入、環境整備
- ・ 統合時研修、本番立会い

その他（４，０９５千円）

（ア） 情報セキュリティポリシー策定（１，９０７千円）

（イ） 新市情報化推進計画作成（２，１８８千円）

新市電算システム統合業務（健康管理を除く）について

【主な質疑応答】

問：機器メーカーの選択はどのようにされたのでしょうか？

担当業者：選択肢が複数ある中で、今回はご覧の機器を提案させていただきました。伊予市の情報システム資産を継承していくことから、伊予市で使われているメーカーの機器にさせていただきました。

操作性につきましても、システムを管理する面からも、安全確実にシステム統合を実現するという観点からも今回の選択機器が妥当であると判断しました。

パソコンに関しては、「特定メーカーの製品でなければ、このシステムは動かない」ということはないのですが、どのパソコンでもよろしいのですが、サーバーやシステムとの親和性を考慮して提案させていただきました。トラブルがあった場合、メインサーバーとパソコンのメーカーが異なると、トラブルの切り分けにつきましても、効率的に管理ができないということになりますので、同一メーカーとさせていただきました。スキャナーにつきましても、使用実績があるメーカーの製品とさせていただきました。

問：専用線のバックアップとはどのようなことでしょうか？

担当業者：専用線のバックアップは、メタル回線で提供される128kbpsの専用線です。ダイヤルアップではございません。

問：バックアップに専用線を使う必要性はあるのでしょうか？

担当業者：ダイヤルアップでなく、専用線としたのは、住民内部情報系システム情報と戸籍システムの2つをバックアップする必要があるからです。INSのダイヤルアップですと、1つのアプリケーションに対して1回線必要となります。それを避けるために、専用線を使うと同時に2つのアプリケーションを乗せることができるようになるからです。

問：新市統合先のディスク容量について、280GBという数字は十分なものでしょうか？

担当業者：今の伊予市のディスク容量が50GBで、使用率が80%です。こういうことも、算出根拠としています。情報を5年間持ったとして、算出しています。

問：スキャナーの解像度は最大600×600で良いのでしょうか？

事務局：最大600×600で十分使えます。

問：ハブのスイッチの個数はどのくらいでしょうか？伊予市側のV-LAN、スイッチがどのくらい入るのでしょうか？

担当業者：今回整備させていただく分については9台になります。各フロアについては、端末の配置場所等に左右されますので、明言はできませんが、40台くらいになるかと思います。

問：配置した中で、V-LANは自由に切っていくということでしょうか？

担当業者：各フロアに「シマ」単位で設置するスイッチングハブは、V-LAN対応ということではなく、アプリケーションごとに設置させていただきたいと思います。V-LANを分割しているのはレイヤー3スイッチということになりますので、それ以降は、通常のLANと考えていただいて結構です。

問：デスクトップでなく、ノートパソコンにした理由は？また、個人情報の漏えいの問題への対応はどう考えていますか？

担当業者：現在提示しているパソコンの台数は、新市の機構などによって変わってくると思われます。ノートパソコンだけではなく、今後の詰め段階でデスクトップに変更することも考えられますが、今回はノート型パソコンで提示させていただきました。

今は、パソコンの形状にかかわらず、情報を簡単に持ち出すことができます。運用していく人間がどのように運営・管理していくかが重要だと思っています。セキュリティポリシーの策定をしていく中で、きちん

と対応していきたいと思います。機器については、今後の要件で変わることも考えられますので、設置部署の担当者と相談していきたいと思います。

問：セキュリティポリシーが対象とする範囲はどこまでと考えていますか？

事務局：システム統合業務の部分、インターネット・メール部分、双方とも含まれます。今後発生するその他の業務、その他の機器、書面業務も含めあらゆるものが対象となると認識しています。今の時点では具体的にここまでと断定はできないと思います。

問：各現場で、プログラミングをゼネレーションして表を作り直すといった使い方をすると思うのですが、今回は、そういったことはできるのでしょうか？

事務局：職員が自由にプログラミングできると、歯止めがきかなくなりますので、データがほしい場合は、書面で申請して、専門職員がデータを抽出するといった現行の伊予市の方式でいきたいと思っています。

問：レイヤー3スイッチの先に、ファイアーウォールが1台あるだけですが、セキュリティー面で、どのように確保しているのでしょうか、攻撃に対してどのように対処しているのでしょうか？

ネットワーク全体が堅牢なのでしょうか？攻撃に対する記録をとる機能もあるのでしょうか？

担当業者：基幹系システムについては、インターネットに接続していませんので、攻撃があるとは考えておりません。ファイアーウォールに関しましては、住民内部情報系、住基ネットワーク間にありますが、レイヤー3スイッチでそれを通すような設定になっていませんので、ご質問のような問題は生じないと考えています。

問：内部からの攻撃に対する防御態勢はどうなっていますか？

担当業者：今後詳細に内容を詰めていく必要がありますが、レイヤー3スイッチにフィルターをかけることができますので、対応は可能です。

問：機器を使用するときの倫理観などについての職員の研修について、どのようにお考えでしょうか？

担当業者：そうした点について、意思疎通が重要になってきます。ものを作るだけではありません。そうした会議に私たち電算業者も参加して、きちんと協力したいと思います。

問：ある時期までにデータの入手ができなければ、統合業務にシワ寄せがきます。約束が守られなかったときに違約金ということも考えられますが、確実にデータの入手ができるのでしょうか？あるいは、多少遅れても対処するのでしょうか？

担当業者：1度データをいただいて終わるものではありません。データ移行仕様書に、日時等の条件を明確にして提示しています。それが守られなかった場合でも、前段階で、仮データでいただくようにしていますので、抽出するシステムはできあがっており、検証もその段階で終わっています。なるべく、最後の移行に一番適したデータでもらえるようしっかりスケジュールを組んで、相手方と打ち合わせていきます。

問：見積書に「値引き」とあるが、一定の基準があるのでしょうか？

担当業者：ハードウェアに関しては、業者から仕入れて販売しますので、弊社が特に利益をいただいている見積りではございません。通常は提案と金額で他の業者と勝負します。そのため、どうしても値引きということが発生します。最低限の利益を、と考えております。

問：外国人登録・印鑑証明・法人市民税について「別途」と説明されましたが、別途契約し直すのでしょうか、引き続き同じ業者をお願いするのでしょうか？

担当業者：印鑑登録については、「相手側のデータをいただく」という方法が採れません。したがって、私ども電算業者が責任を持って行います。児童手当・保育については職員様と一緒に入力していくという提案になっています。

問：生データというのは、中間データのことではないのですか？

担当業者：相手側が出したフォーマット、それにそったデータと考えています。それが、生なのか、一部加工したものが、それは分かりません。項目が欠如していないかといったことについては、きちんと確認していきます。

問：第2回情報化推進審議会で意見のあった「他の町のシステムのいいところを採用」というのは、今回とは別個になるのでしょうか？

事務局：今回お示ししていますのは、統合業者の担当する分についてのものです。期間が短いということもあり、その件については、新市発足後の検討事項となっています。

個別システムとして単独で動いている、それぞれの分科会で検討しています分については、そのまま使った方がよいのではないかというシステムもございしますが、それについては今回お示ししていません。

問：文字の同定作業とは、どういうものでしょうか？

事務局：これは、文字を探していく作業で、なければ外字を作っていくというものです。文字が変わるといったことではありません。

問：伊予市から中山町・双海町のデータは見られないというのは、どういう考えで行っているのでしょうか？3市町の区画というのは、サーバー内の区画のレベルでしょうか？

担当業者：サーバーは1台です。1台の中を区画分けとして、新市になるまで共存します。新市になるまでは、他の市町の中身が見られるとまずいので、見られないように設定しています。

問：安定したネットワークを構築することで、信頼性を確保しようという設計思想だと思うのですが、具体的にはどういう回線業者になるのでしょうか？

事務局：回線サービス業者については、現在、まだ決まっていません。この資料をたたき台として仕様書を作成して、複数の民間通信事業者に提示したいと思っています。

問：見積書にある「保証」「保守」とは、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか？

担当業者：ハードウェアの保守については、部品交換も含まれます。松山事業所から人が来て交換作業をするまでを「保守」の範囲としています。パッケージの「年間保守料」は、法改正への対応も含まれます。

問：保証期間1年とはどういうことでしょうか？

事務局：ここにいう、「保証」とは無料保守のことです。2年目以降は有償保証となります。現状の継続と理解しています。

問：「ソフトウェアメンテナンス（サポート）3年」とあるのは、サーバー関連のアプリケーションも含めたサポート、現行システムも含め、これまでどおりのサポートということでしょうか？

担当業者：そのとおりです。

問：バックアップに専用線を使うかどうかについて、費用対効果についてどう考えているのでしょうか？

事務局：広域LANサービスを開始するということになっていますが、国土交通省のダークファイバーを借りることや、自前の光ファイバーを引くといったことも含まれています。光ファイバーの整備がテスト稼働開始時に間に合わなかった場合の保障として、専用線を借りるということも考えています。運用の様子をみてISDNに変更することも考えられます。

【主な意見等】

通信機器については、サポート体制にも配慮してください。

ネットワークに利用する回線については、安全性に十分配慮し、費用対効果、導入後のランニングコストについてもよく検討してください。

セキュリティポリシー策定等については、情報化の恩恵に浴さない人々

への配慮を十分にしてほしいと思います。機器を使うときの職員の倫理観、ポリシー、説明責任能力の充実をお願いしたいと思います。

中山町、双海町の職員は、異なる方法、考え方の新市システムに合わせる必要があります。統合業者にも、総合的なご助力をいただきたいと思います。

データ移行に関する項目について、データ移行業者とのコミュニケーションを十分に図るように事務局をお願いしたいと思います。

健康管理システムについて

【主な質疑応答】

問：クライアント増設のスペック・条件について、これだけのものが必要ということでしょうか？

担当業者：最低条件としては、もう少し低くても良いのですが、処理速度の関係もあり、こういうスペックがあれば、運用面でも効率がよいと考えます。

問：このシステム自体は、Net COBOLを中心として組まれているのでしょうか？

担当業者：そのとおりです。

問：Net COBOLが機器に負担をかけているのでしょうか？

担当業者：ACCESSが負担をかけているのです。

問：採用する言語ソフトは、途中で打切りにならずに、これ以降も提供されるのでしょうか？

担当業者：COBOLのウィンドウズ版が発売されてからすでに8年が経過していますが、打切りと言われたことは一度もありませんし、今後も提供され続けていくと思われま

問：機器の最大延長保守期間が平成17年12月末日までとなっていますが、その後はどうなるのでしょうか？

事務局：現状では、平成17年12月末日で、保守ができなくなるとなっています。ただ、スポット（その都度）での修理はできると聞いています。今後は、ソフトウェア（健康管理システム）のバージョンが上がってくると思われます。そうしたことを考慮すると、平成17年12月頃をめぐりに、システムの更改・見直しを考えていく必要があるかと思えます。

問：ディスクのバックアップについてはどのようにお考えでしょうか？

担当業者：ローカルのディスクとネットワーク部分のディスクを1つの領域として管理をします。単位でバックアップをとるため、160GBのディスクすべてをバックアップする必要はありません。

中山町のデータ移行経費の見積額削減について

平成16年9月5日、伊予市市民会館3階第7会議室で開催された第3回伊予市・中山町・双海町合併協議会情報化推進審議会にて、経費削減について努力するよう要求があった中山町のデータ移行経費について、中山町が株式会社愛媛電算と再度交渉したところ、下記のような回答を得た。

記

名 称	金 額 (円)		
	交 渉 前	交 渉 後	差 額
データ移行経費	28,240,000	28,240,000	0
出精値引		740,000	740,000
見 積 額 合 計	28,240,000	27,500,000	740,000
消 費 税	1,412,000	1,375,000	37,000
合 計	29,652,000	28,875,000	777,000

協議第 4 5 号

合併の期日の変更について

合併の期日の変更について、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 7 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

合併の期日について
合併の期日は、平成 1 7 年 4 月 1 日とする。

平成 年 月 日確認

【 参 考 : 平成 1 6 年 4 月 8 日 (協議第 2 号) 確認内容 】

合併の期日について
合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日以前を目標とする。

合併の期日の変更について

1 合併期日の変更理由

- (1) 第 1 回協議会において、「合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日以前を目標とする。」と確認しているため、具体的な期日を決定する必要がある。
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の成立により、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに都道府県に合併を申請し、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに合併した市町村には、現行の合併特例法に規定する特例措置が適用される。
- (3) 合併の期日を平成 1 7 年 4 月 1 日とした場合には、新市の財政面において有利であり、年度開始日での合併となるため、決算、予算及び業務運営の面で効率的である。

2 関係法令等

(1) 合併特例法の規定の適用に関する経過措置

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

附 則

（失効）

第 2 条 この法律（附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、附則第 5 条第 3 項、附則第 6 条、附則第 1 2 条並びに附則第 1 4 条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第 5 条の 5 から第 5 条の 3 9 まで並びに次条及び附則第 2 条の 3 の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなるときは、同日後は、この限りでない。

3 ~ 10（略）

地方自治法（抜粋）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第 7 条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 ~ 7（略）

(2) 地方交付税の合併算定替

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地方交付税の額の算定の特例）

第11条（略）

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後5年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

【県内先進地事例】

協議会名等	新市町名	合併(予定)期日
新居浜市・別子山村合併協議会	新居浜市	平成15年4月1日合併
宇摩合併協議会 (川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町)	四国中央市	平成16年4月1日合併
東宇和・三瓶町合併協議会 (明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町)	西予市	平成16年4月1日合併
かみうけな合併協議会 (久万町、面河村、美川村、柳谷村)	久万高原町	平成16年8月1日合併
重信町川内町合併協議会	東温市	平成16年9月21日合併
上島合併協議会 (魚島村、弓削町、生名村、岩城村)	上島町	平成16年10月1日
南宇和合併協議会 (内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町)	愛南町	平成16年10月1日
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	西条市	平成16年11月1日
内子町・五十崎町・小田町合併協議会	内子町	平成17年1月1日まで
松山市・北条市・中島町合併協議会	松山市	平成17年1月1日
砥部町・広田村合併協議会	砥部町	平成17年1月1日
広見町・日吉村合併協議会	鬼北町	平成17年1月1日
大洲喜多合併協議会 (大洲市、長浜町、肱川町、河辺村)	大洲市	平成17年1月11日
今治市及び越智郡11か町村合併協議会 (今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村、菊間町)	今治市	平成17年1月16日
八幡浜市・保内町合併協議会	八幡浜市	平成17年3月28日
伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会	伊方町	平成17年4月1日

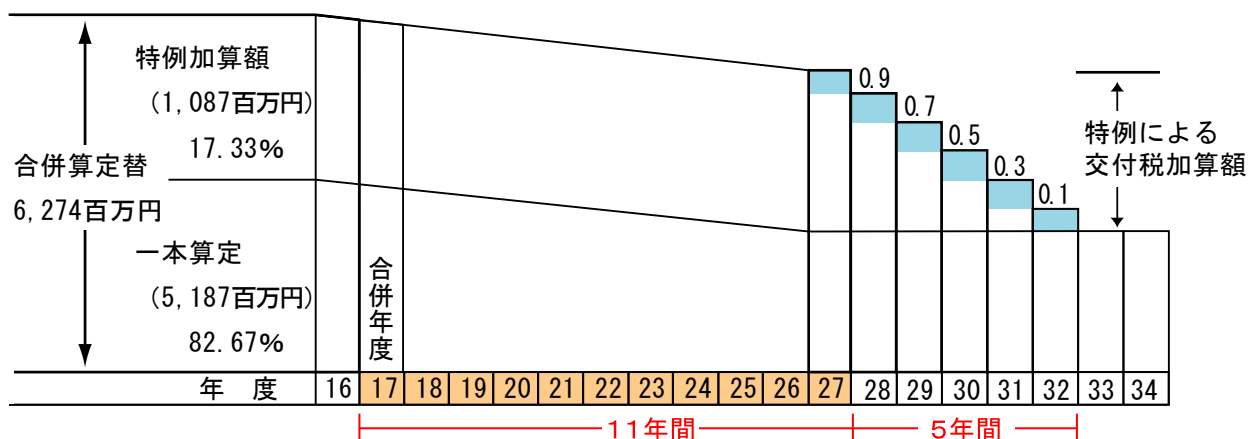
合併期日による普通交付税の合併算定替の差異

○ 普通交付税額（平成14年度算定数値による）

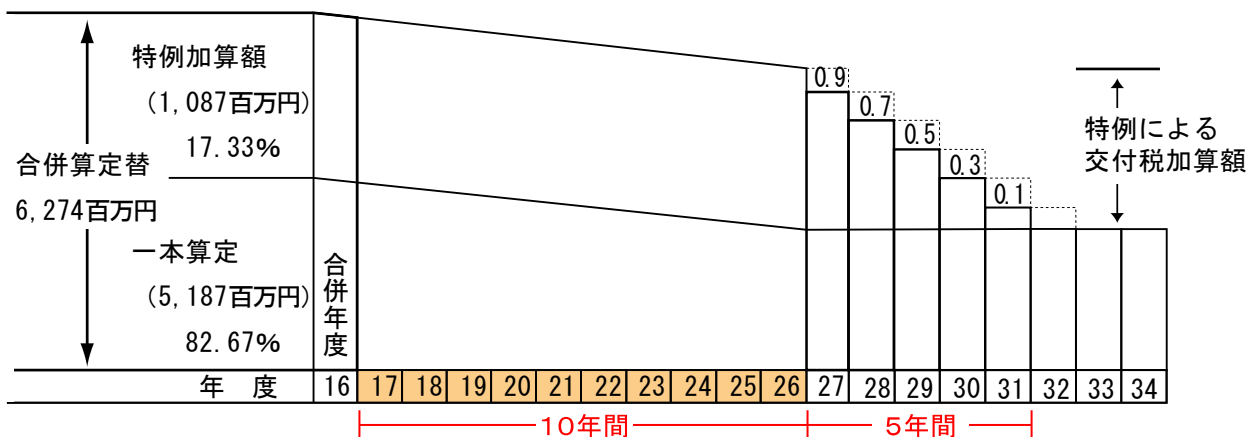
（単位：百万円）

合併算定替 ①～③=A 6,274	伊予市 ① 2,813	中山町 ② 1,707	双海町 ③ 1,754
一本算定 B 5,187			
差額 A-B 1,087			

○ 平成17年4月1日合併の場合



○ 平成17年3月31日に合併の場合



※ 平成17年3月31日に合併の場合の平成16年度分交付税については、合併前の市町に交付されている。

※ 合併算定替は、当該合併が行われた年度及びこれに続く15か年度に限り適用されるものである（10年目以降は段階的に縮減）。したがって、合併の期日が4月1日である場合には、当該合併の日の属する年度を含める16年度間、合併の期日が4月2日以降であるときは、当該合併の属する年度に適用がなく、その翌年度以降15年度間それぞれ適用があるものであること。